

IV 健康推進班

- 1 健康づくり事業
- 2 栄養関係事業
- 3 歯科保健
- 4 石綿健康被害対策
- 5 結核対策
- 6 感染症対策



健康推進班概要

県は、令和6年3月に新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第3次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し推進している。

当保健所でも地域に密着した健康づくりを推進するために、地域や職域等関係機関と連携を密にしながら業務を実施している。

結核を含む感染症対策では、管内の市村や医療機関と連携し、感染症の発生予防、まん延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備を図っている。

また、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に「宮古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

健康推進班の業務内容は健康づくり事業、栄養関係事業、歯科保健、石綿健康被害対策、結核対策、感染症対策である。

1 健康づくり事業

保健所では健康寿命の延伸、早世の予防（若くして死亡する人の減少）、生活の質の向上を目指し、生活習慣病対策等に関する普及啓発を行っている。また、効果的な健康づくりを目的に(1)健康増進計画策定等支援、(2)健康おきなわ21（第3次）の推進、(3)地域・職域連携推進、(4)たばこ対策促進、(5)適正飲酒推進、(6)関係機関との連携等を実施している。

2 栄養関係事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することを目的として(1)栄養調査事業、(2)特定給食施設等への栄養管理指導、(3)市村関係機関への専門的・広域的栄養指導、(4)食品関連企業等への栄養成分表示指導、(5)食生活改善地区組織への活動支援等を実施している。

3 歯科保健

保健所では、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を目的に(1)普及啓発事業、(2)専門的かつ技術的な業務の支援及び推進、(3)調査・情報収集・提供等に努めている。

4 石綿健康被害対策

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図っている。

5 結核対策

結核対策は、昭和26年に制定された「結核予防法」の廃止に伴い、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）」に基づき実施され、実施内容は次のとおりである。

- (1)感染を拡大させるおそれがある患者への就業制限、入院勧告
- (2)結核の適正な医療の普及と公費負担
- (3)治療完遂を目指した患者支援（直接服薬確認療法(DOTS Directly Observed Treatment Short Course))
- (4)結核患者に対する管理検診

(5) 接触者健康診断の実施

6 感染症対策

感染症法に基づき、感染症発生動向の把握、情報提供、感染症発生時の対応、感染症予防のための普及啓発を行っている。また、予防接種に関しては、市村との連携を強化し、市村予防接種事業の支援を通して予防接種率向上の取り組みを行っている。また、「新型インフルエンザ特別措置法」に基づき、管内医療体制の構築、連携体制の推進に取り組むとともに、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に「宮古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

健康推進班に関する月間・週間行事 令和6年度

| 行事名 | 期間 | 内容 | 対象者・参加者 |
|--------------------------------|-------------------|--|---|
| 世界禁煙デー及び禁煙週間 | 5月31日 ～6月8日 | ○ポスター掲示（宮古保健所） ○パンフレット配布（食品衛生講習会等） | 一般住民 講習会受講者 |
| 食育月間 | 6月1日 ～6月30日 | ○ポスター掲示（宮古保健所） | 一般住民 |
| HIV検査普及週間 | 6月1日 ～6月7日 | ○ポスター掲示（宮古保健所） | 一般市民 |
| 歯と口の健康週間 | 6月4日 ～6月10日 | ○ポスター掲示（宮古保健所） ○パンフレット配布（食品衛生講習会等） | 一般住民 |
| 健康増進普及月間 | 9月1日 ～9月30日 | ○ポスター掲示 （宮古保健所、宮古島市未来創造センター） ○パンフレット等配布（食品衛生講習会） | 一般住民 講習会受講者 |
| 食生活改善普及運動 | 9月1日 ～9月30日 | ○ポスター掲示 （宮古保健所、宮古島市未来創造センター） ○リーフレット配布（食品衛生講習会受講者等） | 一般住民 講習会受講者 |
| 結核予防週間 | 9月24日 ～9月30日 | ○ポスター、パンフレット等の送付、配布 ○パネル展示（宮古島市・宮古保健所） ○横断幕掲揚（宮古保健所） ○新聞投稿 | 沖縄県結核予防婦人連 絡協議会 宮古支部 一般住民 医療機関 学校 高齢者施設等 |
| がん検診受診率50%達成に向けた 集中キャンペーン月間 | 10月1日 ～10月31日 | ○ポスター展示（宮古保健所） ○保健所作成がん検診案内パンフレット等配布（宮古島 市役所、宮古島市中央公民館等） ○マスコミを活用した普及啓発 | 一般住民 市村がん検診担当者 |
| 歯科口腔保健啓発月間 （歯がんじゅう月間） | 11月1日 ～11月30日 | ○ポスター展示、パンフレット配布等 （宮古保健所、コンビニ、食品衛生講習会等） | 一般住民 講習会受講者 |
| アルコール関連問題啓発週間 | 11月10日～ 11月16日 | ○イベント時にアルコールパッチを使用した普及啓発 （多良間村コミュニティ祭り） | 一般住民 |
| 世界エイズデー | 12月1日 | ○市・村の広報誌への掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載 | 一般住民 |
| 女性の健康週間 | 3月1日 ～3月8日 | ○ポスター、パネル展示（宮古保健所） ○パンフレット等配布（食品衛生講習会等） | 一般住民 講習会受講者 |

1 健康づくり事業

健康寿命の延伸、早世の予防、生活の質の向上を目指し、ライフステージに応じた普及啓発に取り組むとともに、効果的な健康づくり事業を実施するために宮古島市や多良間村、関係団体等との連携を図っている。

(1) 健康増進計画策定等支援（市村支援）

ア 宮古島市健康増進計画推進会議

開催日：第1回 令和6年5月29日

場 所：宮古島市役所

参 加：宮古保健所長（委員）、保健師及び管理栄養士（オブザーバー）

イ 宮古島市慢性腎臓病対策推進部会（みゃ〜くCKDプロジェクト）

開催日：第3回令和6年12月26日、第4回令和7年2月20日

場 所：宮古島市保健センター

参 加：宮古保健所長（委員）、健康推進班長、保健師、管理栄養士（オブザーバー）

ウ 宮古管内市村情報交換会

(ア) 宮古島市

開催日：令和6年6月13日

場 所：宮古島市役所

参 加：宮古島市4人（健康づくり係長、ヘルスサポート係長、保健師、看護師）

宮古保健所4人（健康推進班長、保健師、管理栄養士、歯科衛生士）

(イ) 多良間村

開催日：令和7年1月23日

場 所：多良間村役場

参 加：多良間村3人（住民福祉課長、保健師、事務）

宮古保健所4人（健康推進班長、保健師、管理栄養士、歯科衛生士）

(2) 健康おきなわ21（第3次）推進事業

ア 「チャーガンジューおきなわ応援団」の募集と登録

概 要：平成20年3月から「健康おきなわ21」推進の一環として、県民への健康づくりを推進するため、地域の健康づくりパートナーとして「チャーガンジューおきなわ応援団」が発足した。

表1 宮古管内の応援団数

令和6年度

| 運動分野 | 食生活分野 | 健康づくり全般 | 地域活動等 | 合計 |
|------|-------|---------|-------|----|
| 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |

イ 健康おきなわ21（第3次）推進大会（がんずうまつり）の開催

目 的：沖縄県の健康増進計画である「健康おきなわ21（第3次）」の推進を図るとともに、管内住民（会場来場者）に対し、健康知識を習得させることを目的とする。

日 時：令和6年12月6日

場 所：多良間村コミュニティー施設

内 容：アルコール健康障害に関するブースの設置

（AUDIT、アルコールパッチ、飲酒状態体験ゴーグル等）

歯科保健相談ブースの設置

健康づくりに関するポスター展示、リーフレット等普及啓発資材の配布

ウ 健康づくりに関連する各月間・週間事業（通年）

内 容：ポスター掲示（保健所内、未来創造センター）
リーフレット等普及啓発資材の配布、新聞投稿

(3) 地域・職域連携推進事業

ア 宮古地区地域・職域連携推進会議

目 的：沖縄県の健康・長寿復活をめざして令和6年3月に新たに策定された「健康おきなわ21（第3次）」では、特に働き盛り世代（青壮年期）の生活習慣病対策が課題となっている。

そこで本会議では、宮古地区の平均・健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図るために、宮古地区の地域保健及び職域保健関係機関との連携により、宮古地区住民の健康状態の把握分析、健康課題の検討並びに事業計画の実施及び評価を行うことにより生涯を通じた健康づくりに資する事業を展開する事を目的とする。

日 時：第1回令和6年8月21日、第2回令和7年3月17日

場 所：沖縄県宮古保健所 2階 大会議室

構成機関：労働基準監督署、地域産業保健センター、島の保健室、全国健康保険協会沖縄支部、宮古島商工会議所、宮古島市健康増進課、多良間村住民福祉課、宮古保健所

内 容：①各機関の健康づくりに関する取り組み状況の報告
②協働事業 宮古地区大腸がん検診受診率向上の取組の検討
③協働事業 高血圧対策に関する取組の検討

イ 健康づくりリレー連載 がんずうスタイルの実施

概 要：管内の働き盛り世代の健康に関する意識の普及啓発を目的として、平成27年8月より、月に1度、宮古毎日新聞社と宮古新報社の協力を得て、宮古地区地域・職域連携推進会議の構成機関による持ち回りで健康づくりに関するリレー連載を行っている。

ウ 労働者の健康づくり研修会の開催

概 要：宮古地区労働衛生大会（沖縄県労働基準協会主催）等を活用して、労働者向け健康づくり講演会を実施。

目 的：沖縄県の飲酒日1日あたりの飲酒量については、清酒換算2合以上を飲酒する人の割合が男女とも平成28年の調査から減少している（男42.9%、女性29.8%）ものの、全国（男性33.5%、女性17.7%）を上回っており一度に多量のお酒を飲む人が多い状況がある。また、アルコール性肝疾患の死亡率は男女とも全国の2倍以上となっているなど健康課題が大きい。

そのため本講演では、適正な飲酒習慣の普及・啓発、アルコール飲料に関する正しい知識の普及・啓発等を行うことにより健康の保持及びアルコール飲料に起因する疾病の予防やアルコール関連問題の予防を目的とする。

日 時：令和6年9月4日

場 所：宮古島市中央公民館

内 容：「適正飲酒について」

講師：新里 雅人 氏（県立宮古病院 消化器内科医師）

(4) たばこ対策促進事業

ア 健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するための施策が強化されたことを受け、法改正の周知に加え、以下の活動を実施した。

(ア) 喫煙可能室設置施設届出の窓口設置

保健所窓口にて、法改正に係る経過措置を選択する飲食店の届出受理。また、受動喫煙に関する問い合わせや相談への対応。

喫煙可能室設置届出件数：累計0件（令和6年度末時点）

受動喫煙に関する相談等：6件（令和6年度）

(イ) 飲食店の受動喫煙防止状況調査（沖縄県食品衛生協会へ委託）

イ 世界禁煙デー／禁煙週間

(ア) 趣旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45（1970）年に「たばこと健康対策に関する世界保健総会決議」を初めて行い、平成元（1989）年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和6年度4月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」においては、喫煙による健康影響のうち、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策として、新たに「COPDの死亡率の減少」を目標とし、引き続き認知度の向上を行うこと等が重要であることとしている。また、受動喫煙防止については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、様々な対策を講じている中、「健康日本21（第三次）」においては、「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目標に掲げ、引き続き受動喫煙対策を推進していくこととしている。

これらを踏まえ令和6年度は、喫煙や受動喫煙による健康影響の一層の周知啓発が必要であることから、「たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

(イ) 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～

(ウ) 期間

令和6年5月31日から令和6年6月6日まで

(エ) 普及啓発

普及啓発資材（パンフレット、うちわ、ティッシュ）等配布

場所：宮古保健所、宮古島市立図書館ブラウジングコーナー、県立宮古病院

(5) 適正飲酒推進事業

概要：生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少を目指し、節度ある適度な飲酒や飲酒に伴うリスク等について啓発を行う。

- 実施内容：①多良間村がんずうまつりにて保健所アルコールブースの設置
 ②ホームページやイベントを活用した情報発信、リーフレット等配布
 ③美ぎ酒飲みカード（図1）の発行

図1 美ぎ酒飲みカード
 (外側)

| | |
|---|---|
| <p>適正飲酒の10か条(出典：アルコール健康医学協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①談笑し、楽しく飲むのが基本です ②週二日は、休肝日 ③食べながら、適量範囲でゆっくりと ④強い酒、薄めて飲むのが、オススメです ⑤やめようよ きりなく長い飲み続け ⑥許さない 他人への無理強い・イッキ飲み ⑦アルコール 薬と一緒に危険です ⑧飲まないで 妊娠中と授乳期は ⑨飲酒後の運動・入浴 要注意 ⑩肝臓など 定期検査を忘れずに <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">休肝日</p> | <p style="text-align: center;">美ぎ酒飲みカード</p> <p>私は、健康のために お酒を控えています。 ご理解・ご協力よろしく お願いします。</p> <p style="text-align: right;">高古島ももる君  沖縄県宮古保健所</p> |
|---|---|

(内側)

| 2ドリンク換算表 (節度ある適度な飲酒量) | | | | |
|--|---|---|--|---|
| ビール (5%)  | 泡盛・焼酎 (25%)  | 日本酒 (15%)  | チューハイ (7%)  | ワイン (12%)  |
| 中瓶1本 (500ml) | 0.5合 (90ml) | 1合 (180ml) | 1缶 (350ml) | グラス2杯 (240ml) |

節度ある適度な飲酒量

- 男性は、1日2ドリンク以下
- 女性は、1日1ドリンク以下

※病気の人は、医師に相談

1ドリンク = 純アルコール10g

【計算式】 飲酒量 × 度数 × アルコール比重 = 純アルコール量
 (500ml) (0.05) (0.8) (20g)

(6) 関係機関との連携

ア 第47回宮古の産業まつり

- 主催：宮古の産業まつり実行委員会
 日時：令和6年11月23日、24日
 場所：宮古島市役所 特設会場
 内容：アルコール健康障害に関する普及啓発を実施
 (アルコールパッチ、AUDIT)
 健康づくりに関するリーフレット類の配布

イ 2024年度多良間村コミュニティーまつり (再掲)

- 主催：多良間村教育委員会
 日時：令和6年12月7日
 場所：多良間村コミュニティー施設
 内容：アルコール健康障害に関するブースの設置
 (AUDIT、アルコールパッチ、飲酒状態体験ゴーグル等)
 歯科保健相談ブースの設置
 健康づくりに関するポスター展示、リーフレット等普及啓発資材の配布

2 栄養関係事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的に、住民の栄養摂取量と生活習慣の状況を把握・分析するための調査事業、専門的・広域的栄養指導、市村の栄養関連事業等の支援、給食施設の栄養管理指導、食品関連企業等への栄養成分表示指導、地区組織の支援等を実施している。

(1) 栄養実態調査

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法第 10 条に基づき、国民の栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康の関係を明らかにし健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的に厚生労働省が県に委託し、実際の調査地区を管轄する保健所が実施する。

イ 県民健康・栄養調査

県民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため沖縄県が実施する。

表 1 調査概要

| 年度 | 区分 | 調査地区 | 世帯数 | 世帯人員 | 調査内容 |
|---------------------|----------|--------|------|------|--|
| 平成28年度 | 県民 | 宮古島市城辺 | 36世帯 | 78人 | ①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査 |
| 平成29年度～令和2年度 該当地区なし | | | | | |
| 令和3年度* | 県民 | 宮古島市平良 | 28世帯 | 148人 | ①簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ） ②身体状況調査（自記式） ③生活習慣調査 |
| 令和4年度 | 国民 | 宮古島市平良 | 20世帯 | 47人 | ①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査 |
| 令和5年度 該当地区なし | | | | | |
| 令和6年度 | 国民 県民 | 宮古島市平良 | 32世帯 | 47人 | ①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査 ④簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ） |

*令和3年度県民健康・栄養調査は、新型コロナウイルス感染症対策のため調査手法を変更し、郵送法により実施。

(2) 特定給食施設等指導

特定給食施設とは、特定多数の人に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な提示・助言を行っている。また、同法第21条第2項において、特定給食施設では適切な栄養管理の実施のため「栄養士又は管理栄養士を置くように務めなければならない」とされている。

ア 特定給食施設等への指導状況

表2 給食施設指導状況

令和6年度

| 個別指導 | | | 集団指導 | | |
|--------------------|--------------------|----------|------|------|-----|
| 特定給食施設 | | その他の給食施設 | 回数 | 延施設数 | 延人員 |
| 1回100食以上又は1日250食以上 | 1回300食以上又は1日750食以上 | | | | |
| 4 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 |

イ 特定給食施設等における管理栄養士及び栄養士の配置率

表3 栄養士及び管理栄養士の配置状況

令和6年度

| | | 管理栄養士のみのいる施設 | | 管理栄養士・栄養士 どちらもある施設 | | | 栄養士のみの いる施設 | | 栄養士 管理栄養士 どちらも いない施設 | 施設数 合計 | 栄養士 配置状況 (%) |
|--------|----------|--------------|--------|-----------------------|--------|------|----------------|------|-------------------------------|-----------|--------------------|
| | | 施設数 | 管理栄養士数 | 施設数 | 管理栄養士数 | 栄養士数 | 施設数 | 栄養士数 | | | |
| 特定給食施設 | 学 校 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 6 | 100% |
| | 病 院 | 2 | 5 | 2 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 100% |
| | 介護老人保健施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| | 老人福祉施設 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| | 児童福祉施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 17% |
| | 社会福祉施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0% |
| | 事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100% |
| | 自 衛 隊 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 100% |
| | 小 計 | 7 | 12 | 4 | 7 | 6 | 5 | 6 | 6 | 22 | |
| 給食施設 | 学 校 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| | 介護老人保健施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100% |
| | 老人福祉施設 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 67% |
| | 児童福祉施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 26 | 27 | 4% |
| | 社会福祉施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 100% |
| | 事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0% |
| | その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 50% |
| | 小 計 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 29 | 37 | |
| 管内合計 | 12 | 17 | 5 | 8 | 7 | 7 | 8 | 35 | 59 | | |

(3) 指導業務

ア 栄養指導等

健康増進法第 18 条第 1 項 1 に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導を実施している。

表4 指導業務内訳

令和6年度

| 個別指導（人） | | | | | 集団指導（延人員） | | | | | | | |
|---------|-------|------|--------|-----|-----------|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| 母子 | 生活習慣病 | 健康増進 | その他の疾病 | その他 | 母子 | | 生活習慣病 | | 健康増進 | | その他 | |
| | | | | | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

イ 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第 4 条、健康増進法第 43 条及び第 65、66 条に基づき、食品関係事業者に対し、栄養成分表示及び食品表示（保健事項）の相談及び指導を行う。

表5 栄養成分表示指導等実施状況

令和6年度

| 個別指導 | | 集団指導 | |
|----------|-----------|------|-----|
| 指導件数（実数） | 指導件数（延件数） | 回数 | 参加数 |
| 3 | 3 | 1 | 30 |

(4) 研修会等の開催状況

管内市村の給食施設調理従事者、栄養管理担当者や市村職員等を対象に研修会を実施している。令和6年度の開催はなかった。

(5) 食環境整備の取り組み状況

飲食店等との連携により、健康に配慮したメニューの提供を行う「食 de がんじゅう 応援店」事業を推進している。

これまでの宮古地区栄養情報提供店普及事業を見直し、令和6年度から事業移行した。

登録店舗数：3店舗

(6) 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市村健康づくり事業及び「健康おきなわ 21（第2次）」の推進等で活躍している。宮古保健所管内の食生活改善推進協議会の結成状況は下記のとおりである。

表6 協議会結成状況

令和6年度

| 協議会 | 結成年月日 | 会員数 | 地区名 |
|----------------|------------|-----|------|
| 宮古島市食生活改善推進協議会 | 平成17年10月1日 | 50名 | 宮古島市 |
| 多良間村食生活改善推進協議会 | 平成17年8月2日 | 休会 | 多良間村 |

(7) 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づく申請を進達しており、その実績は表7のとおりである。

表7 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

令和6年度

| 管理栄養士 | | | 栄養士 | | | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 申請 | 書換え | 再交付 | 申請 | 書換え | 再交付 | |
| 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |

3 歯科保健

含糖食品や加工品の氾濫、軟食化などによる食生活の多様化、年齢構造の変化により歯科保健業務も従来の母子保健中心から、各ライフステージにおける歯科保健対策へと多様化している。なかでも、生涯自分の歯で食べることが高齢者の生活の質を高めることの要件の一つであり、40歳以降の歯科保健の重要性が認識され8020運動が推進されている。

口腔清掃の方法の改善等に関する知識を広め、乳幼児に対するフッ化物応用等の予防処置を行い、定期的な管理のもとに歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り生活の質の向上を目指す。

(1) 普及啓発事業

ア 月間及び週間

「歯と口の健康週間（令和6年6月4日～6月10日）」

「歯科口腔保健啓発月間（令和6年11月）」

イ 普及啓発内容

ポスター等配布：保育施設、コンビニエンスストア、食品衛生講習会

ポスター等展示：宮古保健所、多良間村コミュニティーまつり会場

新聞投稿：地元新聞社（宮古毎日新聞・宮古新報）へ投稿掲載（令和6年11月）

(2) 市村及び関係機関との連携

ア 宮古島市

・健康づくりに関する情報交換会

イ 多良間村

・健康づくりに関する情報交換会

・多良間村コミュニティーセンターまつり会場にて歯科保健に関するポスター展示、歯科清掃グッズ配置

ウ 宮古地区歯科医師会

・歯がんにじゅう月間における普及啓発 新聞投稿依頼（令和6年11月）

(3) 調査

ア 保育施設歯科保健状況調査

（ア）目的：宮古保健所管内における保育施設での歯磨きやフッ化物洗口等に関する実施状況を把握し今後のむし歯予防対策について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

（イ）対象：管内保育施設合計 50 施設

（公立保育所 6 施設、法人保育所 21 施設、小規模保育所 7 施設、家庭的保育事業施設 3 施設、認定こども園 7 施設、認可外保育 6 施設）

回 答 数：44 施設

回 収 率：88%

調 査 事 項：歯科検診の受診、本人による歯磨きの実施、歯磨きのタイミング、保育士による仕上げ磨きの実施、フッ化物応用について 等

イ 歯科疾患実態調査（厚生労働省受託事業）

（ア）目的：この調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」や「健康日本 21（第三次）」等の基本計画におけるベースラインの提示など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(イ) 調査実施日：令和6年11月28日

調査地区：宮古島市平良

対象世帯数・人数：51世帯104人（満1歳以上）

実施世帯・人数：11世帯17人

主な調査事項：歯や口の状態、歯を磨く頻度、歯や口の清掃状況、過去1年間における歯科検診（健診）の受診状況、フッ化物応用の経験の有無、矯正歯科治療の経験の有無、歯・補綴の状況、歯肉の状況

4 石綿健康被害対策

(1) 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、平成 18 年 3 月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設され、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働者災害補償保険法等で保障されない方に対して、救済給付の支給を行う制度である。

対象となる疾病は、①石綿による肺がん②中皮腫③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の 4 疾病である。これらの健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給される。独立行政法人環境再生保全機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として、申請書を独立行政法人環境再生機構へ送付している。

(2) 申請の現状

ア 申請件数

申請件数は平成 24 年度以降 0 件である。

イ 相談件数

相談件数は平成 29 年 1 件、平成 30 年 1 件、令和元年 0 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 2 件、令和 4 年度から令和 6 年度まで 0 件である。

5 結核対策

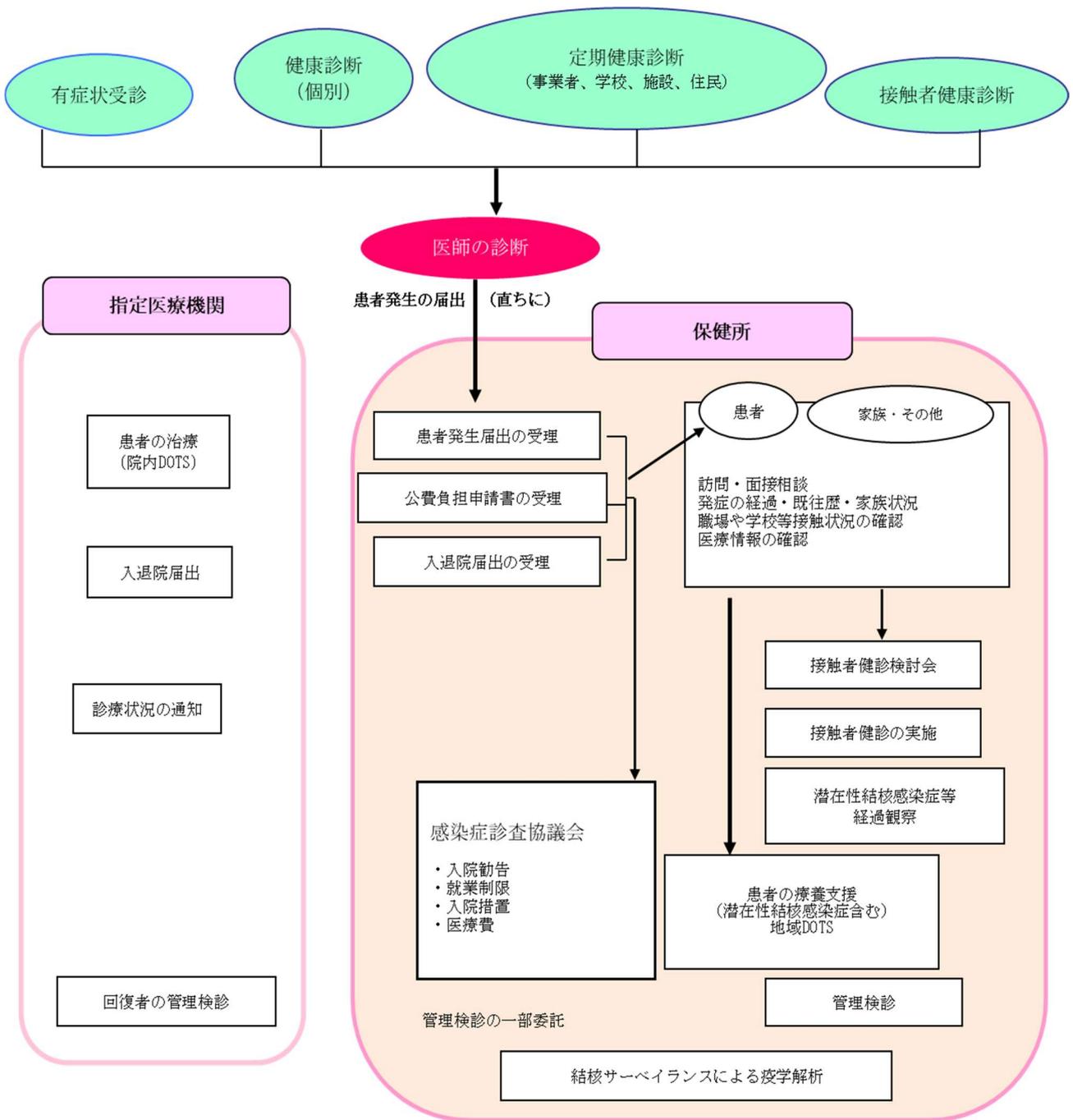
わが国の結核の現状は、結核対策の推進、医学の進歩、生活環境の改善等によって、新登録結核患者数は年々減少しているが、依然として主要な感染症であり、一層の対策の充実が求められている。特に近年は、結核患者の高齢化、都市部での問題、多剤耐性結核菌の出現、外国出生患者の増加等の課題がみられる。

感染症法に基づき、人権を尊重した適正な手続きを拡充するとともに、定期健康診断、結核医療の基準、直接服薬確認療法（DOTS）等の総合的な結核対策の推進に取り組んでいる。

表 1 結核対策の概要

| | | |
|------|---|--|
| 健康診断 | 定期健康診断 (感染症法第53条の2) | 学校健診：高校・大学生（入学時健診1回） |
| | | 施設入所者：刑務所(20歳以上毎年) 社会福祉施設(65歳以上毎年) |
| | | 事業所職員：学校、病院、診療所、助産所、老健施設、社会福祉施設の職員 |
| | | 市町村住民：65歳以上毎年(定期健診患者発見率等を参照した上で対象年齢の設定やハイリスク層の対象の検討、罹患率を分析した対策) |
| | 接触者健康診断 (感染症法第17条) | 患者家族、その他、結核予防上特に必要があると認められるとき、県（保健所）が実施する。 |
| 患者管理 | 医師の届出 (感染症法第12条) 入退院届出 (感染症法第53条の11) | 結核患者・無症状病原体保有者(潜在性結核感染症治療対象者)の診断時、直ちに保健所長へ届出 患者が入院又は退院した時、病院管理者は7日以内に保健所へ届出 |
| | 結核登録票 (感染症法第53条の12) | 保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握 |
| | 家庭訪問指導 (感染症法第53条の14) | 結核の予防又は医療上必要と認められる者に対する家庭訪問による保健指導等 |
| | 管理検診(精密検査) (感染症法第53条の13) | 結核登録者のうち、要観察者、治療状況不明者、治療放置者等を対象とした精密検査 |
| 感染防止 | 就業制限 (感染症法第18条) | 感染拡大のおそれがある患者へ就業制限を行う。 |
| | 入院勧告 (感染症法第19、20、26、26条の2) | 結核のまん延を防止するため必要があると認める時、結核指定医療機関への入院勧告を行う。 |
| 医療 | 入院勧告患者の医療 (感染症法第37条) | 入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担 |
| | 一般患者に対する医療 (感染症法第37条の2) | 結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担 |
| 予防接種 | B C G 予防接種 (予防接種法第2条、3条) | 「生後1歳に至るまでの間にある者」を対象に結核の発生及びまん延を予防するため市村が実施する。 |

図1 結核対策における保健所の役割



- 1 保健所では、患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等、周囲への感染防止等への指導を行う。
- 2 医師からの届出があった患者は、居住地の管轄保健所に登録する。患者は治療終了後、回復者として保健所又は医療機関で概ね2年間管理検診を行い、再発のおそれが無くなった場合、登録削除する。
- 3 登録削除後は自主的に健康管理を行う。(市村が行う結核住民健診、職場健診等)

(1) 結核の現状

ア 結核患者の発症状況

(ア) 結核罹患率（人口 10 万対）

宮古保健所管内（宮古島市・多良間村）における結核罹患率は、社会福祉施設での集団感染事例があった令和元年から令和 2 年を除き、ほぼ横ばいであったが、令和 3 年以降は大きく減少している。

令和 2 年 20.6 令和 3 年 7.4 令和 4 年 7.4 令和 5 年 5.5 令和 6 年 0

(イ) 活動性分類

令和 6 年の新規患者発生は 0 人となっている（潜在性結核感染症 6 人は別掲）。

表 2 活動性分類

（単位：人）

| 分 区 年次別 | 総 数 | 活 動 性 肺 結 核 | | | | 活動性 肺外結核 | 不 明 | 潜在性結 核感染症 (別掲) |
|---------------|-----|-------------|------------|-------------|------|-------------|-----|----------------------|
| | | 総 数 | 感 染 性 | | 菌陰性 | | | |
| | | | 喀痰塗抹 陽性 | その他の 菌陽性 | | | | |
| 昭和50年 | 48 | 45 | (0) | (4) | (41) | 3 | 0 | 4 |
| 55年 | 34 | 29 | (2) | (9) | (18) | 5 | 0 | 2 |
| 60年 | 41 | 30 | (0) | (8) | (22) | 11 | 0 | 2 |
| 平成2年 | 31 | 26 | (0) | (14) | (12) | 5 | 0 | 5 |
| 7年 | 19 | 18 | (2) | (10) | (6) | 1 | 0 | 16 |
| 12年 | 15 | 12 | (6) | (4) | (2) | 3 | 0 | 11 |
| 17年 | 12 | 10 | (5) | (2) | (3) | 2 | 0 | 7 |
| 22年 | 6 | 3 | (2) | (1) | (0) | 3 | 0 | 11 |
| 28年 | 7 | 3 | (2) | (1) | (0) | 4 | 0 | 4 |
| 29年 | 6 | 3 | (1) | (2) | (0) | 3 | 0 | 3 |
| 30年 | 8 | 4 | (3) | (1) | (0) | 4 | 0 | 5 |
| 令和元年 | 35 | 30 | (7) | (10) | (13) | 5 | 0 | 27 |
| 令和2年 | 11 | 7 | (5) | (2) | (0) | 4 | 0 | 11 |
| 3年 | 4 | 2 | (0) | (0) | (2) | 2 | 0 | 4 |
| 4年 | 4 | 3 | (1) | (1) | (1) | 1 | 0 | 5 |
| 5年 | 3 | 2 | (1) | (1) | (0) | 1 | 0 | 3 |
| 6年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |

*活動性：結核の治療を要する者

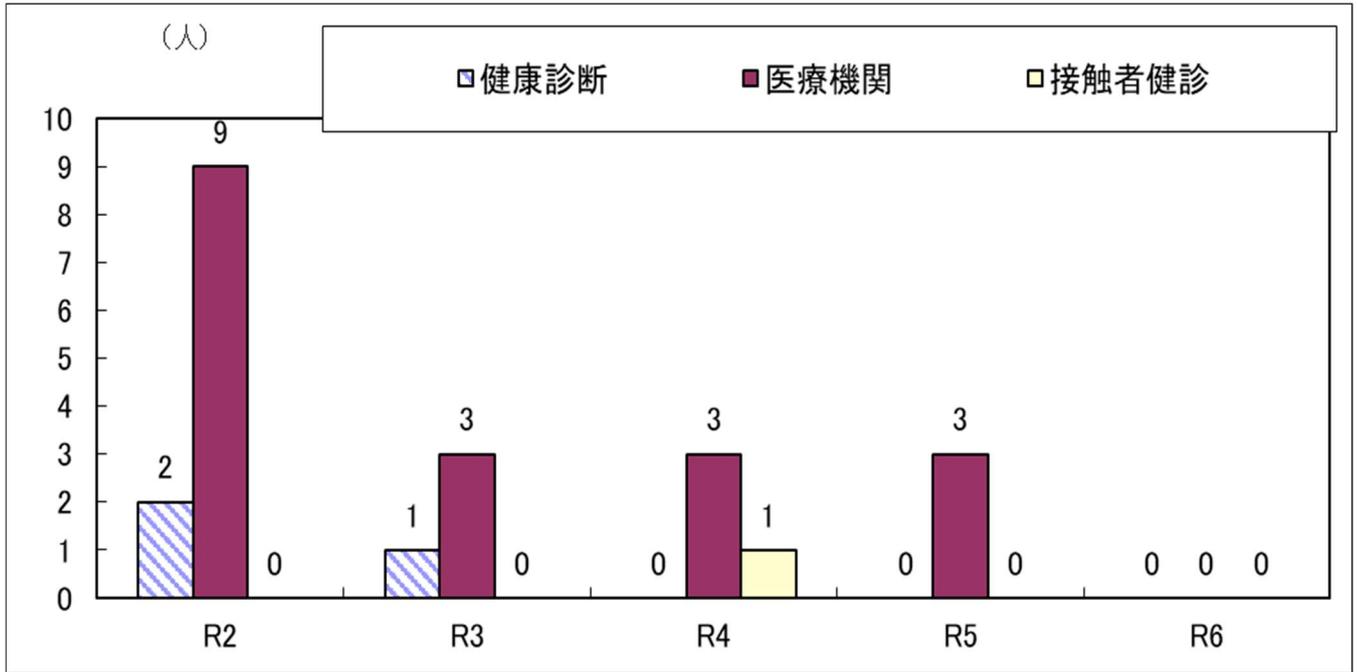
(ウ) 新登録患者の年齢階級別状況

令和 6 年における新登録患者の発生はなかった。

(エ) 新登録患者の発見方法

令和 6 年における新登録患者の発生はなかった。

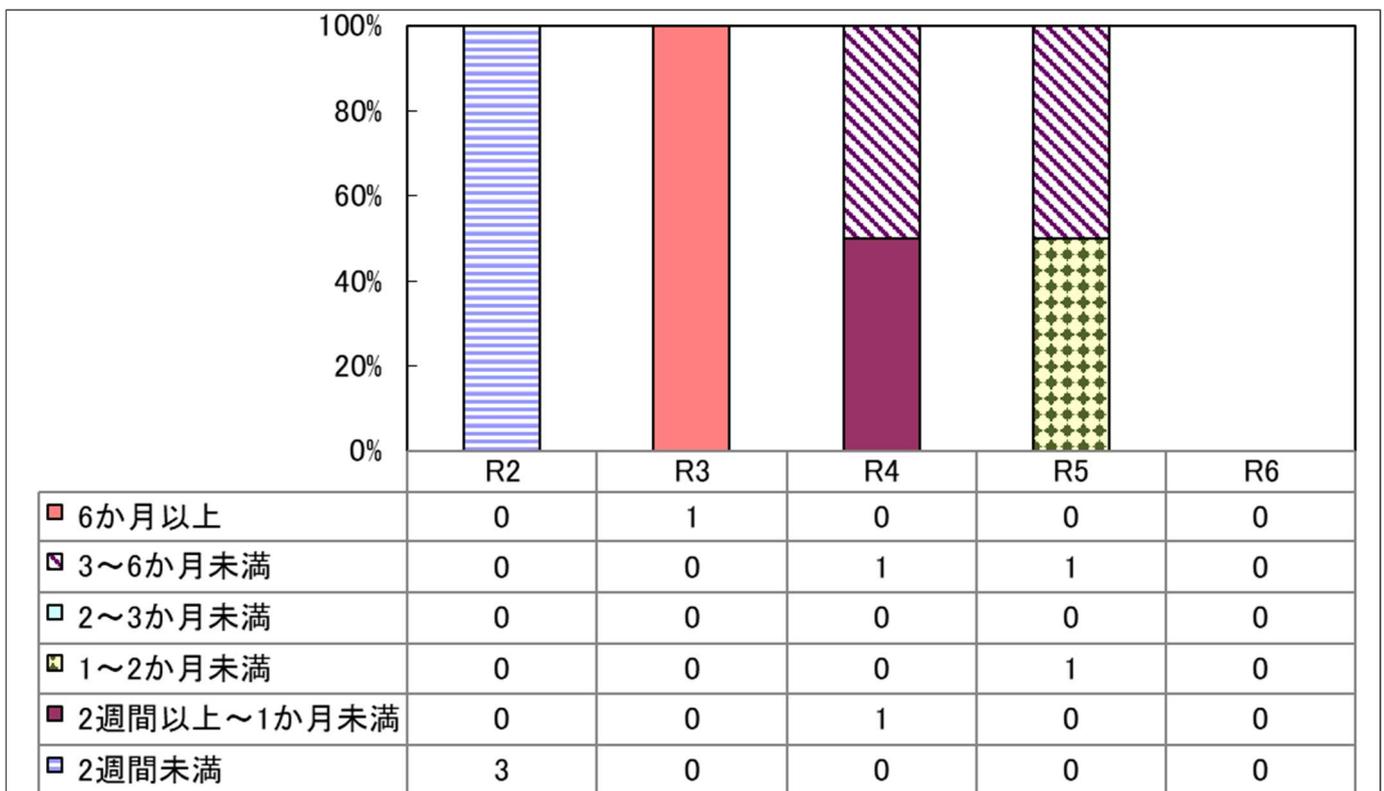
図2 新登録患者の発見方法



(オ) 発病から診断までの期間

結核の感染危険度は、症状出現（発病）から受診・診断までの期間によって決定され、症状出現から診断までにかかった期間は、感染の拡がりを想定でき、結核予防活動の指標にもなる。

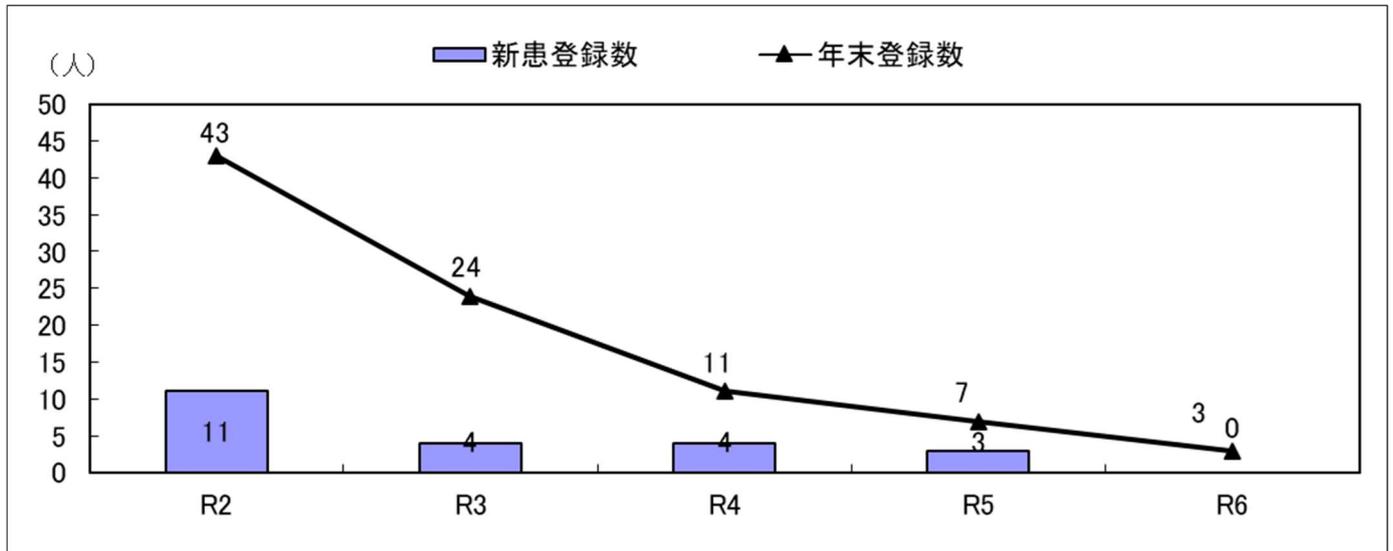
図3 新登録患者の発病から診断までの期間（肺結核患者で発病時に咳・痰等の症状がある者）



イ 結核患者年末登録状況

令和6年の結核患者年末登録者数は3人となっており、平成31年の社会福祉施設における集団感染事例により40人以上となった令和元年や令和2年に比べると大きく減少している。（潜在性結核感染症6人は別掲）

図4 年末登録数及び新患登録数の年次推移



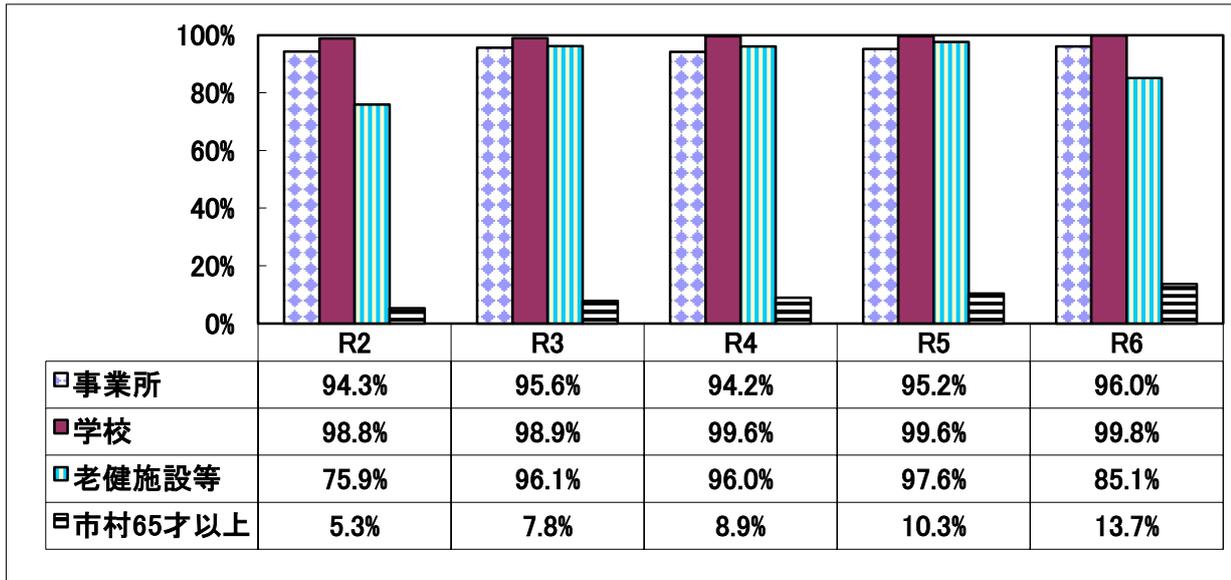
ウ 管理検診

結核患者年末登録状況は、令和6年の年末登録者3人のうち、治療中0人、観察中3人である。（潜在性結核感染症6人（治療中5人）は別掲）
治療終了者は必要に応じて2年間6ヶ月毎の管理検診を実施しており、再発者はいなかった。

エ 定期健康診断

- (ア) 集団感染防止として学校健診は、高校・大学入学年度に1回、施設は刑務所20歳以上、社会福祉施設65歳以上、毎年実施する。
- (イ) 発症すると二次感染の可能性が高い職業としての事業（学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等）に従事する職員は採用時及び毎年実施する。
- (ウ) 結核健診は65歳以上の高齢者が対象、その他に発症リスクが高い年齢層や罹患率、定期健診からの患者発見率等に照らして対象者を定める。また、ホームレス、外国人などの特定対象者についても実施する。
- (エ) 結核予防接種は、平成25年4月1日に改正され、BCG接種を「生後1歳に至るまでの間にある者」に実施する。

図5 定期健診受診状況年次推移



オ 接触者健康診断

接触者健康診断は、感染者の早期発見と進展防止、新たな発病者の早期発見及び感染源・感染経路の探求が目的である。結核発生に伴う感染予防上特に必要があると認められる時は、積極的疫学調査を実施し、患者との接触状況を把握した上で、保健所内の接触者健診検討会で対象者を選定し、接触者健診を実施する。

実施においては、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と綿密な連携を図り、感染源及び感染経路究明を迅速に進めることが重要である。

管内の令和6年度接触者健康診断状況は、家族内接触者100%、その他接触者100%の受診率である。患者の発見は0名となった。

表3 接触者健康診断状況

| | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|--------|-------|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|
| | 対象者 | 受診者 | 受診率 | 発見数 | 対象者 | 受診者 | 受診率 | 発見数 | 対象者 | 受診者 | 受診率 | 発見数 | 対象者 | 受診者 | 受診率 | 発見数 | 対象者 | 受診者 | 受診率 | 発見数 |
| 家族内接触者 | 21 | 20 | 95% | 0 | 8 | 8 | 100% | 0 | 8 | 8 | 100% | 1 | 5 | 5 | 100% | 0 | 3 | 3 | 100% | 0 |
| その他接触者 | 118 | 113 | 95% | 2(潜) | 7 | 7 | 100% | 0 | 9 | 8 | 89% | 0 | 3 | 3 | 100% | 0 | 4 | 4 | 100% | 0 |
| 合計 | 139 | 133 | 95% | 0 | 15 | 15 | 100% | 0 | 17 | 16 | 94% | 1 | 8 | 8 | 100% | 0 | 7 | 7 | 100% | 0 |

* (潜)：潜在性結核感染症

カ 結核対策特別促進事業

| | | | | | | | |
|---------|---|-------------|-------------|------------|------------|-------------|------|
| 事業名 | 確実な治療完了を目指したDOTS支援 | | | | | | |
| 事業目的 | <p>結核対策は、予防の適正化と治療強化、きめ細やかな個別対応、人権配慮、地域格差への対応が基本である。</p> <p>「結核に関する指定感染症予防指針」の一部改正に伴い地域DOTSの推進が位置づけられ、DOTS対象者が喀痰塗抹陽性結核患者から潜在性結核感染症を含む全結核患者へと拡大し、院内DOTS・地域DOTS支援の効果的・包括的な支援が求められている。院内DOTSから、地域DOTS支援への包括的な支援体制を確立し、確実な治療完了を目指す。</p> | | | | | | |
| 結核の現状 | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| | 新登録患者(人) | 35 | 11 | 4 | 4 | 3 | 0 |
| | 罹患率(人口10万対) | 65.7 | 20.6 | 7.4 | 7.4 | 5.5 | 0 |
| | 活動性肺結核患者(人) | 30 | 7 | 2 | 3 | 2 | 0 |
| | 塗抹陽性患者(人) | 6 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 新登録患者の70歳以上の率 | 24 68.6% | 10 90.9% | 2 50.0% | 2 50.0% | 3 100.0% | 0 |
| | 潜在性結核感染症(人)(別掲) | 27 | 11 | 4 | 5 | 3 | 6 |
| | 新登録DOTS対象者(H23年5月改正) | 62 | 18 | 8 | 8 | 5 | 6 |
| | 全結核患者コホート治療失敗・脱落率 | 3.2% | 0.0% | 0.0% | 11.1% | 0.0% | 0.0% |
| 事業内容 | <p>1 DOTS事業</p> <p>(1)事例ごとの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○服薬支援・連携手帳の活用 DOTS支援のツールとして活用する ○退院前調整会議の開催(実施:0回) <p>○DOTS支援 令和6年度DOTS対象者:11人(登録患者2人、潜在性結核感染症9人) (訪問:実9人、延27件 来所:実2人、延11件 電話:実3件 連絡:実2件 未実施:0)</p> <p>○DOTS・コホート検討会(開催:9回 場所:すべて保健所内)</p> | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>1) 医療機関・関係機関と協力して、結核患者の実態に応じたきめ細やかな支援をすることにより、結核治療脱落者を防ぎ、治療成功率100%を目指すことができる。</p> <p>2) DOTS事業やコホート検討会等を活用して、研修会で得たことを還元・共有し、管内DOTS事業を推進することができる。</p> | | | | | | |

(2) X線撮影業務

平成20年3月に一般健康診断が終了したため、主なX線撮影業務は結核健診業務である。平成27年度より当保健所に診療放射線技師の配置がなくなったため、本島の保健所から派遣されている診療放射線技師が撮影を行っている。

表4 X線撮影人数 令和6年度

| | 直接撮影(人数) | 間接撮影(人数) | 合計 |
|--------|----------|----------|----|
| 接触者健診等 | 4 | 0 | 4 |
| 管理検診 | 9 | 0 | 9 |

直接撮影 : 管理検診及び接触者健診の際に、保健所内で行う胸部X線撮影

間接撮影 : 接触者健診の際に、検診車で行う胸部X線撮影

接触者健診 : 結核患者に接触のある者や発病のおそれのある者に対して実施する健診

管理検診 : 結核治療終了後、その経過を見るために実施する検診

(3) 高齢者結核対策

令和6年の県内の新登録結核患者は、80歳以上の高齢者が4割を超えており、全国においても同様な状況である。宮古保健所管内（宮古島市・多良間村）においては、令和6年度は新登録患者の発生は無かったが、令和5年度の新登録結核患者はすべて70歳以上であり、高齢者に対する結核対策は重要な課題である。

体力や免疫力が低下する高齢者は結核を発症するリスクが高まるため、高齢者施設では集団で発症するおそれがある。

そこで、平成25年から宮古管内の高齢者施設を対象に、実態調査やマニュアル作成等を実施し、結核を早期発見し感染防止を図るための対策に取り組んでいる。

| 年度 | |
|-----|--|
| H25 | 「高齢者施設における結核予防対策の実態調査」実施 |
| H26 | 「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」作成 チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施 |
| H27 | 保健所ホームページにてチェックリストの活用状況等に関するアンケートの結果を掲載、結核予防週間に高齢者施設へ周知 |
| H28 | 結核予防週間に、管内高齢者施設へチェックリストを配布 |
| H29 | チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施 |
| H30 | 「高齢者施設における結核早期発見のためのマニュアル（改訂版）」作成 |
| R6 | 要望があった高齢者施設1か所で施設職員向けの結核勉強会を実施 |

(4) 普及啓発活動

ア 結核予防週間（9月24日～9月30日）

結核に関する正しい知識を国民に普及するとともに、官民一体となった結核対策への意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布、周知

管内医療機関や市村、学校、高齢者施設等に結核予防週間の周知及び資料配付を行った。また、結核予防週間の期間中には保健所前フェンスへ横断幕を掲示し、保健所やパネル展示場所ロビーにてポスター、リーフレット等を配置した。

(イ) 街頭啓発活動

例年、宮古地区結核予防婦人連絡協議会の協力のもと、宮古保健所管内の大型店舗1カ所において結核予防週間にあわせて街頭キャンペーンを行い、結核に関するリーフレット及びポケットティッシュ等を配布。

(ウ) パネル展示

宮古島市役所のホールにおいて、結核予防週間にあわせて結核に関する基礎知識、管内の結核罹患率等、結核の現状についてのパネル展示を実施。

(エ) 報道機関等との連携

結核に関する正しい知識の普及啓発のため管内新聞2社へ記事を投稿した。

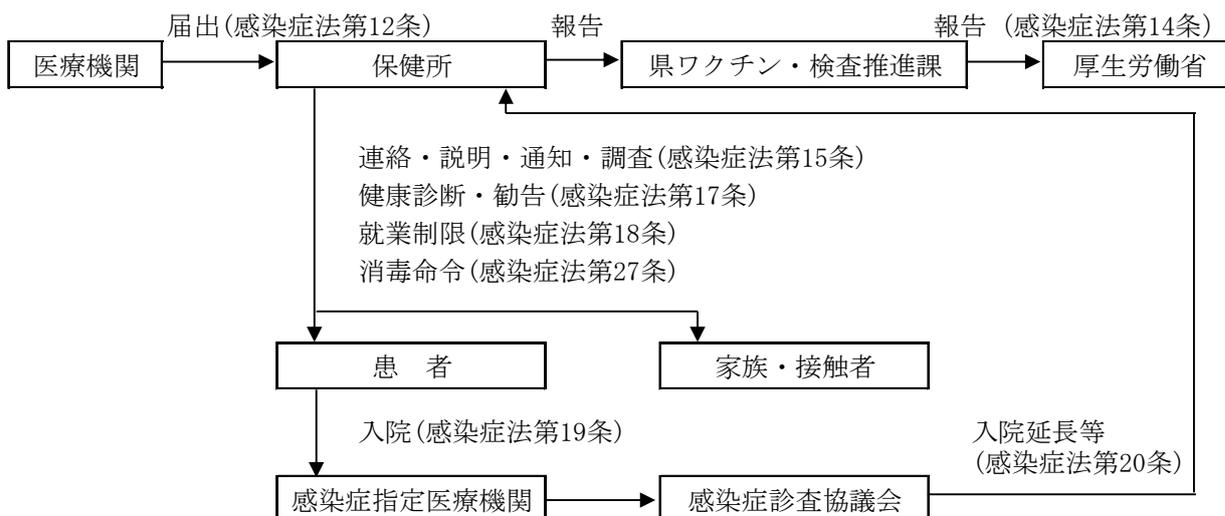
6 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発等を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修会を開催している。

図1 感染症発生時の業務の流れ



(2) 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を全数報告・定点報告により把握し、その結果を基に地域住民への注意喚起や警報発令を行い、流行拡大の防止を図っている。

表1 年別感染症報告状況（全数報告対象疾患）

| 類型 | 疾患名 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|-----------------|------|------|------|------|------|
| 2類 | 結核 | 22 | 8 | 9 | 6 | 7 |
| 3類 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 8 | 7 | 11 | 7 | 22 |
| 4類 | E型肝炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | つつが虫病 | 3 | 3 | 2 | 3 | 8 |
| | レジオネラ症 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | レプトスピラ症 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 5類 | 急性脳炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | クロイツフェルト・ヤコブ病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| | 後天性免疫不全症候群 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 侵襲性インフルエンザ感染症 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 侵襲性肺炎球菌感染症 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| | 水痘（入院例に限る） | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 梅毒 | 2 | 2 | 8 | 1 | 1 |
| | 百日咳（H30年1月～） | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 風しん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 麻しん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | アメーバ赤痢 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | カルバペネム耐性腸内細菌感染症 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | | 44 | 28 | 31 | 22 | 50 |

表 2 月別感染症報告状況（定点報告対象疾患）

令和 6 年

| 疾患名 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|
| インフルエンザ | 475 | 335 | 251 | 81 | 28 | 2 | 21 | 69 | 245 | 282 | 128 | 184 | 2101 |
| RSウイルス感染症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 41 | 28 | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 82 |
| 咽頭結膜熱 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 7 | 0 | 0 | 15 |
| A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | 19 | 16 | 24 | 13 | 16 | 5 | 11 | 10 | 5 | 4 | 4 | 11 | 138 |
| 感染性胃腸炎 | 7 | 9 | 7 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 4 | 1 | 43 |
| 水痘 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 手足口病 | 11 | 3 | 7 | 15 | 3 | 0 | 24 | 13 | 43 | 43 | 50 | 26 | 238 |
| 伝染性紅斑 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 突発性発しん | 2 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 | 22 |
| ヘルパンギーナ | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 3 | 24 | 8 | 5 | 0 | 1 | 0 | 47 |
| 流行性耳下腺炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 急性出血性結膜炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 流行性角結膜炎 | 4 | 6 | 3 | 7 | 5 | 6 | 6 | 2 | 7 | 2 | 2 | 1 | 51 |
| 細菌性髄膜炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無菌性髄膜炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マイコプラズマ肺炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| クラミジア肺炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 102 | 76 | 87 | 179 | 198 | 428 | 412 | 84 | 49 | 11 | 14 | 21 | 1661 |
| メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 | 9 | 9 | 5 | 5 | 5 | 14 | 4 | 11 | 5 | 10 | 5 | 3 | 85 |
| ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 薬剤耐性緑膿菌感染症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ア 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況

毎年発生の報告があるが、令和 6 年に保育園での集団発生事例が発生した。園児やその家族、職員合わせて 18 名の感染が確認されたが、幸いにも重症例は発生しなかった。

発生時は、感染源調査として有症状者の健康診断（検便）や環境調査を実施し、感染拡大防止のため指導を行っている。

イ つつが虫病の発生状況

平成 20 年 6 月に沖縄県初のつつがむし病が報告されて以来、県内ではこれまでに 55 件の報告があり、53 件が宮古管内由来となっている。令和 6 年の県内発生件数は 8 件で、うち宮古保健所管内からの届出は 8 件、いずれも宮古管内由来による発生であった。

患者発生は春から初冬（4 月～12 月）にかけてみられ、ツツガムシに刺された場所は、畑や草地（海岸含む）と推定される。

被害が出始める 6 月及び 10 月には、地域住民へチラシを配布し、管内関係機関・医療機関へチラシ送付及び情報共有、マスコミ等へ注意喚起依頼、保健所ホームページでの注意喚起を行った。発生状況を踏まえ、観光客向け、農業関係者向けにも注意喚起・予防啓発を行った。

発生時期や、ツツガムシに付着されないための予防方法、症状出現時は医療機関への早期受診・早期治療が重要であること、再感染の可能性があることを今後も継続して啓発していく。

ウ 麻しん対策

日本は平成 27 年に WHO より、土着株が存在しない排除状態であると認定されたが、その後も海外由来株による集団発生事例がたびたび報告されている。

沖縄県では、平成13年4月から沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会が設立され、麻しん発生全数把握事業を行い、麻しん発生時の初期対応、流行予防対策、県衛生環境研究所での確定検査、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っている。

平成30年3月20日には県内で4年ぶりの麻しん患者が確認され、これを発端とし約2ヶ月間で、患者数101名となる集団発生事例が発生した。宮古保健所管内でも26例の疑い事例があり、2例の麻しん確定事例があった。

エ 風しん対策

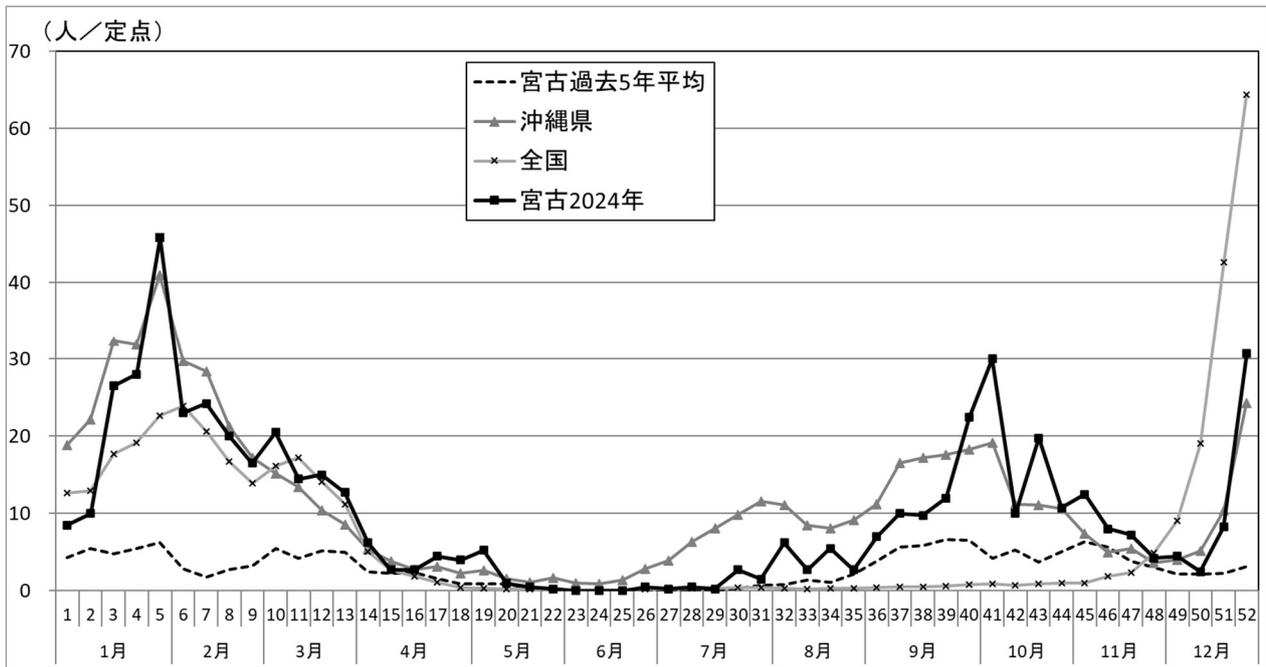
日本では「令和2年度までに風疹の排除を達成すること」を目標としているが、平成30年7月頃から、感受性者の多い30～50代の男性を中心に全国的な感染拡大がおきている。平成30年5月には宮古保健所管内でも6年ぶりに1例の風しん確定事例があった。

オ インフルエンザ発生状況

宮古管内定点医療機関においては、1～3月と9～11月に多数の発生があり警報～注意報レベルに達した。宮古過去5年平均と比較し、全体的に発生数が大きく上回っているのは、2020年から2022年にかけて新型コロナウイルス感染症による感染症対策があり、ほぼ発生数が無かったのが影響している。

図2 インフルエンザ発生状況

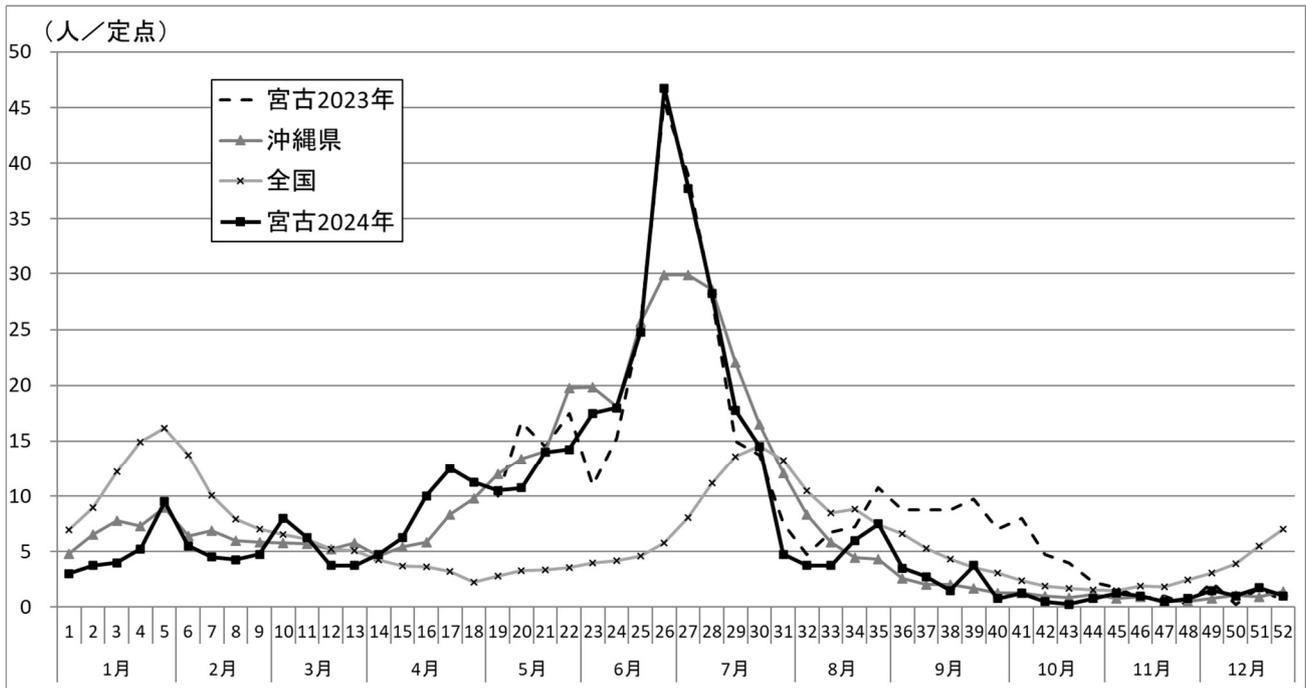
令和6年



* (人/定点)とは、定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のこと。

カ 新型コロナウイルス感染症発生状況

令和5年5月8日より感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」と位置付けられ、それに伴い全数把握疾患から定点報告疾患となった。宮古管内定点医療機関においては沖縄県とともに6～7月ごろにかけて多数の発生があった。



キ 社会福祉施設等における感染症等集団発生状況

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日厚労省5局長通知)」に基づく報告を受けて、調査や感染拡大防止に係る助言・指導等を行っている。令和6年度の宮古保健所管内においては、社会福祉施設等の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の集団発生報告は合計16件であった。

(3) HIV/AIDS対策及び性感染症対策

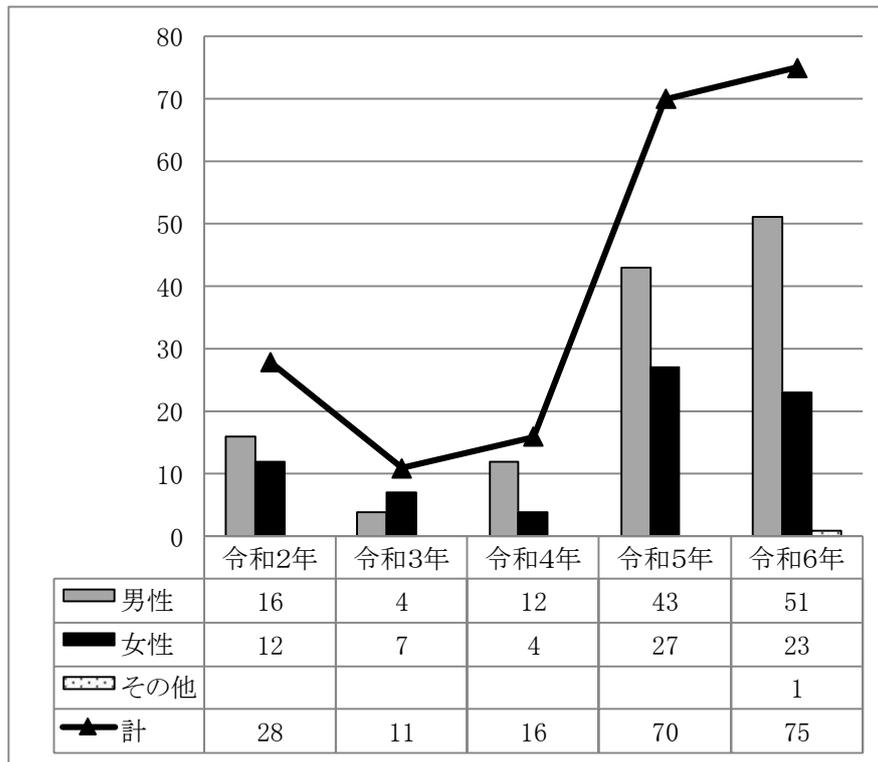
ア HIV抗体・性感染症の検査及び相談実施状況

毎週火・木曜日に無料・匿名・予約制の検査を実施している。問診・採血の約2時間後には結果を通知できる体制を整えている。令和2年から令和4年にかけて新型コロナウイルス感染症の対応等により検査体制の縮小があり検査件数が減ったが、令和5年よりほぼ例年通りの運用になったため検査数が伸びている。また、相談については、月～金曜日に実施している。

表3 HIV等感染症検査件数及び相談件数(令和6年)

| | 検査 | 電話相談 | 来所相談 |
|----------|----|------|------|
| HIV/AIDS | 75 | 2 | 1 |
| 梅毒 | 69 | 2 | 0 |
| クラミジア | 67 | 0 | 0 |
| その他性感染症 | | 1 | 0 |

図4 HIV抗体検査件数の年次推移



※令和6年度実施要領改正以降は自認する性で集計している。

イ HIV/AIDS 検査普及及び予防啓発活動

毎年6月1日～7日の「HIV検査普及週間」及び12月1日の「世界エイズデー」において、検査期間の拡大や住民に対する普及啓発を実施している。

表4 HIV検査普及及び予防啓発活動実施状況

| 実施項目 | 実施日 | 実施内容 | 対象 |
|-----------|-------------------|--|-----|
| ポスター掲示 | 令和6年6月 令和6年12月 | 保健所にてHIV等性感染症啓発のためのポスター掲示。 | 一般 |
| 検査案内 | 令和6年6月 令和6年12月 | 保健所ホームページ、市広報誌、地方新聞・情報誌、宮古テレビ等を利用した検査案内。 市役所、コンビニ、社交飲食店、医療機関等に検査啓発ステッカーを配布。 | 一般 |
| パネル展 | 令和6年12月 | 宮古島市役所にてHIV啓発のためのパネル展を開催。 | 一般 |
| 啓発ティッシュ配布 | 令和6年12月 | 管内高校生にHIV等性感染症啓発のためのティッシュを配布。 | 高校生 |

(4) ウイルス性肝炎対策 (B型・C型肝炎対策)

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成27年6月から肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び受診勧奨により早期治療につなげ、重症化の予防を図ることを目的に事業が開始された。平成29年9月には要領改正に伴い、定期検査費用の自己負担額の引き下げが行われている。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度から未受検者を対象にHBs抗原、HCV抗体の無料検査を実施。検査

の結果陽性者には、紹介状を発行し医療機関での精査受診勧奨、精査結果の確認を行っている。

平成 26 年度から、重複受検を防ぐために検査結果を記録カードに記載し、受検者全員に配布している。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため肝炎ウイルス検査の検査枠の縮小や一時的に休止している時期があったが、令和 5 年 6 月以降通常通り実施している。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られた者に対し、医療機関受診状況の確認や受診勧奨を行っている。また、検査費用の助成（初回精密検査及び年度 2 回の定期検査）を実施している。

表 5 肝炎ウイルス検査数と陽性数の年次推移

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検査数 | B型 | 13 | 8 | 24 | 58 | 75 |
| | C型 | 9 | 3 | 14 | 38 | 45 |
| B型肝炎ウイルス陽性数 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| C型肝炎ウイルス陽性数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

イ 沖縄県肝炎治療促進事業

平成 20 年から肝炎治療費助成制度が開始され、保健所は申請窓口として随時相談に対応している。

表 6 医療給付申請数の年次推移

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| B型肝炎 | 新規 | 3 | 7 | 5 | 8 | 7 |
| | 更新 | 13 | 48 | 54 | 50 | 47 |
| | 合計 | 16 | 55 | 59 | 58 | 54 |
| C型肝炎 | 新規 | 5 | 6 | 6 | 3 | 0 |
| | 更新 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 5 | 6 | 6 | 3 | 0 |

(5) 予防接種

予防接種法に基づき、市村が主体となって実施している定期予防接種等について指示や相談を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。住民や市村の問い合わせへの対応、管内市村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告等を行っている。

(6) 新型インフルエンザ等対策について

平成 21 年に国内で新型インフルエンザの大流行があり、対策の法的根拠の必要性から平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。これに基づき沖縄県は行動計画や要項を策定している。宮古保健所でも「宮古保健所新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」を策定するなど、対策を進めている。平成 28 年には宮古島市消防本部と「沖縄県宮古保健所管内における感染症患者の移送協力に関する協定書」を締結し、「宮古保健所新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定した。

また、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和 6 年 3 月に「宮

古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

令和6年度は、所内向けに「高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応」について研修会を開催した。